

## 訓川 緊東

### 要 請

令和8年2月7日8時35分

鹿児島県知事 殿  
薩摩川内市長 殿  
いちき串木野市長 殿  
阿久根市長 殿  
鹿児島市長 殿  
出水市長 殿  
日置市長 殿  
姶良市長 殿  
さつま町長 殿  
長島町長 殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部長

九州電力株式会社から川内原子力発電所2号機において原子力災害対策特別措置法第10条第1項に定める事象が発生したとの通報を受け、当該事象が原子力災害対策指針に定める施設敷地緊急事態に該当すると判断したことから、下記のとおり対応するよう要請する。

#### 記

- ・九州電力株式会社川内原子力発電所のPAZ内の施設敷地緊急事態要避難者（注）及びその避難を支援する者は、安全な避難が可能となり、避難の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け避難すること。ただし、施設敷地緊急事態要避難者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者及びその避難等を支援する者は、安全な形で避難ができる準備が整うまでの間は屋内退避すること。
- ・同発電所のPAZ内の住民等（施設敷地緊急事態要避難者及びその避難等を支援する者を除く）は、避難の準備を開始すること。また、避難のため、

バス避難集合場所等の開設準備、避難先、避難経路、輸送手段、安定ヨウ素剤配布の調整等必要な準備を開始すること。

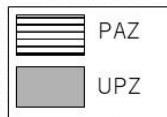
- ・同発電所から概ね5kmから30km圏内（UPZ）の住民等は、屋内退避の準備を開始すること。また、必要に応じ、自宅等で屋内退避できない者が屋内退避するための施設の準備を開始すること。
- ・同発電所のPAZ及びUPZ内の住民並びに一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

(注) 施設敷地緊急事態要避難者

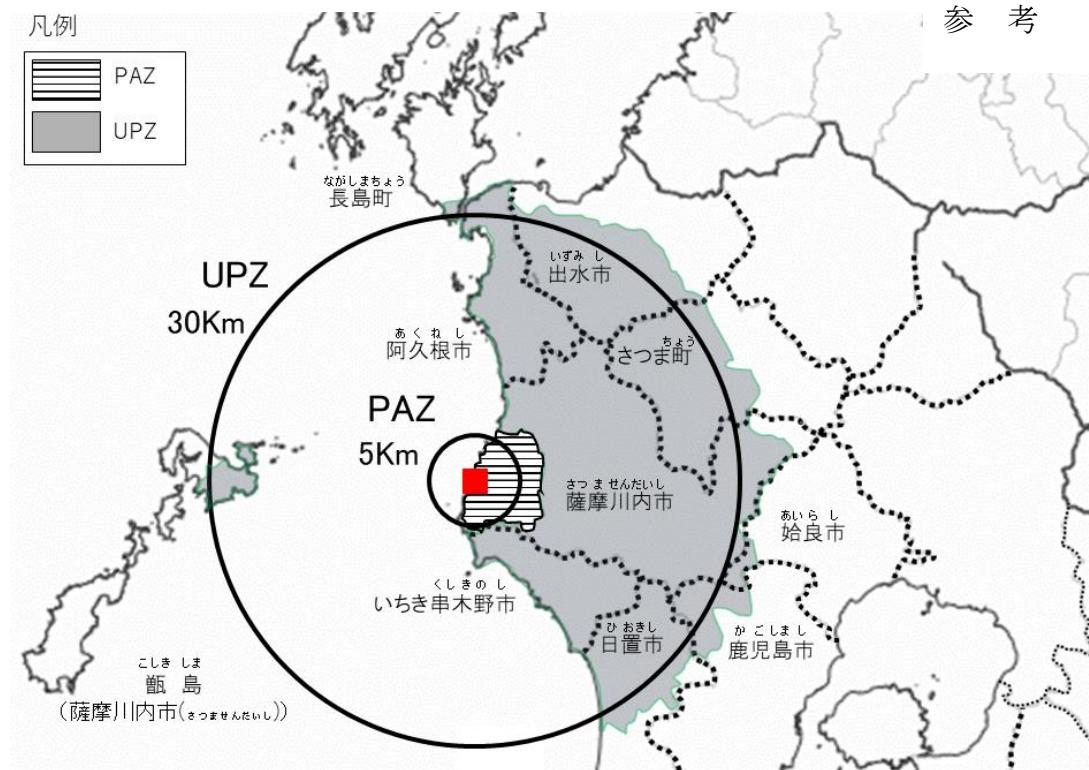
「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

- イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第17号に規定する要配慮者をいう。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
- ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者
- ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

## 凡例



## 参考



| 区分    | 都道府県名          | 市町村名                  |
|-------|----------------|-----------------------|
| P A Z | かごしまけん<br>鹿児島県 | さつませんだいし<br>薩摩川内市的一部分 |
|       |                | さつませんだいし<br>薩摩川内市的一部分 |
|       |                | くしきのし<br>いちき串木野市の全域   |
|       |                | あくねし<br>阿久根市の全域       |
|       |                | かごしまし<br>鹿児島市の一部      |
| U P Z | かごしまけん<br>鹿児島県 | いづみし<br>出水市的一部分       |
|       |                | ひおきし<br>日置市的一部分       |
|       |                | あいらし<br>姶良市的一部分       |
|       |                | さつまちょう<br>さつま町的一部分    |
|       |                | ながしまちょう<br>長島町的一部分    |